

開発行為許可通知書

第1-10号

住所 徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境36番地1
氏名又は名称 株式会社アルファード
及び代表者名 代表取締役 七條 政利

令和元年9月19日付で受付した開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和元年10月8日

三木町長 伊藤 良春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字氷上字寺ノ前 2795 番 1、2799 番 1、2800 番 1
開発区域の面積	2,819.29 m ²
予定建築物の用途	分譲住宅 (10 棟)

(付記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（道路法、農地法、文化財保護法、森林法等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地については、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。（都市計画法第37条）
- 3 許可の日から5ヶ月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適確な措置を講じること。
- 5 工事完了後工事の状況が確認できないような場所は、寸法等を明らかにした写真を撮り、検査の際提示すること。
- 6 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開 発 許 可 標 識	
開 発 区 域 の 所 在	
開 発 区 域 の 面 積	
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
工 事 現 場 管 理 者 の 氏 名	
工 事 予 定 期 間	

90 cm以上

60 cm以上



指 示 事 項

総 務 課

1. 当該開発区域が、消防水利の基準に定める技術基準に適合する消防水利に包含されている場合は、消火栓又は防火水槽を設置しないことができる。

環境保全課

1. ごみステーションの設置場所については、担当課と協議すること。
2. 協議内容及び三木町ごみステーション設置等に関する要綱を遵守すること（ごみステーション設置等に関して事前協議済み）。ごみ収集開始については、居住し生活を営む戸数が5戸（建築工事着手を含む）となった場合に町へ設置等協議書を提出すること。
3. 町がごみ収集を開始した場合、収集車が団地内に停車し、一時的に通行に支障が出る旨を住民全員にあらかじめ説明を行い、必ず承諾を得ておくこと。

産業振興課

1. 農地転用許可申請についても同時進行すること。

生涯学習課

1. 開発中に新たに遺構又は遺物が出土した場合には当課と協議すること。
2. 文化財保護法第96条第1項を順守すること。

土木建設課

1. 交通安全上必要がある場合は、交通安全施設（カーブミラー等）の設置は事業者負担で行うこと。また、開発完了後であっても、地元からの要望がある場合は町と協議し安全施設等を申請者の負担で設置すること。
2. この土地開発行為に起因する道路構造物等の破損等については、町の指示に従い、申請者の負担にて適切な処置を講じること。
3. 農道・水路等の公共物を工事・占用する場合は、事前協議のうえ、公共物使用許可申請書を提出すること。
4. 町道の道路占用及び承認工事等を行う場合、道路管理者と協議すること。
5. 周辺住民及び自治会に対し、開発行為について十分周知した上で施行すること。

香川県広域水道企業団 三木事務所

1. 上水道引込に関しては、必ず計画段階で協議すること。
2. 上水道本管布設替工事中であり、引込段階での調整が必要であるため、工程には充分、留意すること。

